

年は行政相談委員制度が六十周年を迎えます。行政相談に関しては、私も総務省大臣政務官在任時に各地の行政相談委員の皆様と意見交換を行いました。本当に困っている方々にとって身近に接することができる貴重な窓口的存在だと実感したところでもあります。

そこで、コロナ禍等で孤独や孤立が社会問題化する中であって行政相談委員の活動がますます期待されると考えておりますけれども、制度創設六十周年を契機に行政相談委員制度を今後どのようにしていくのか、武田大臣の御見解をお聞きいたします。

○国務大臣（武田良太君） 御指摘のとおり、行政相談委員は、孤独や孤立に悩んでいる国民にとっても行政との懸け橋として重要な役割を果たしていたいただいていると考えております。今般のコロナ禍においても、例えば母国にも帰れず困窮する留学生の相談を受け、利用可能な支援策を案内し、それが関係団体の更なる支援の輪につながったという事例がございました。

この六十周年の機会を捉え、国民の皆さんに更によく利用していただけるよう、制度を周知してまいりたいと考えております。また、住民に身近な行政相談委員の活動を支えていただけるよう、近々私から全ての地方公共団体の長に御協力を要請することといたしております。

○進藤金子君 大臣、ありがとうございます。やはり大臣から直接周知いただくというのは極めて重要なことだというふうに思います。

現在、自民党の中でも孤独・孤立対策特命委員会が立ち上げられておりまして、精力的に諸検討が進められておりますけれども、各種ヒアリング等で明らかになってきたのが、アウトリーチの支援が効果的という声があるわけでありまして。私は、まずは既存の政策を棚卸し的に、今ある政策、効果検証して、そして運用改善を図ることによって更に効果的な対策が実現できるのではないかとこのように考えております。

そういう意味では、行政相談委員制度につきましても、今大臣が御指摘のいろいろな工夫もしていただきながら、ただ、少し高齢の方が多いという特徴もありますので更に若い相談委員の確保とか、あるいはNPOとかアウトリーチで頑張っている方々と連携強化を通じて更に機能アップできるんじゃないかなというふうに考えておりますので、是非とも、行政相談のプロの方々おられます、積極的に活用いただき、六十周年を機に更に効果が出るように大臣からも是非とも御指導よろしく願いたいと思いますし、むしろ先頭に立ってやっていただければなというふうに思うわけでありまして。

いずれにいたしましても、冒頭申し上げます

たように、いろいろ今、総務省、大変であります。優秀な総務省職員が、本来いっばいある政策課題まだこれからもいっばいあるんですね、これをやらないといけないという中で、本来の政策実施以外の仕事で疲れ切っていく、本当にそうした姿を見るのは忍びなく、断腸の思いであります。武田大臣のリーダーシップで是非とも一日も早い総務省の正常化を強くお願いしたいというふうに思っているわけでありまして。

いろいろな困難があると思いますけれども、これ必ずや是非とも明らかにして、前に向いてまた総務省本来の姿に戻すことを強く御期待申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○那谷屋正義君 立憲・社民の那谷屋正義でございます。今日はよろしくお願ひしたいと思います。冒頭、今日の総務委員会の前に、前日といたしますか当日に、参考人として呼ばれていた谷脇前総務審議官が辞職をされた、民間人になったということ、この参考人招致を諦めざるを得なかったというふうな、そんなような経緯になったということに対しては大変遺憾に思っておりますし、谷脇さんは、この間国会で様々な招致をされたときに、参考人として来られたときに、この真相究明に私自身も最後まで協力するというふうに言っていたにもかかわらず、昨日というか今日、夜中と

どうか分かりませんが、今日のゼロ時付けで辞任というふうな事になったと。だから、今日は民間人だからもう呼べないという、こういうよく分からない理屈でございます。

これは、質問者がもう前日にきちっと通告をして、総務省としても谷脇参考人を呼べるというふうに言っていたにもかかわらず来られないということはゆゆしき問題で、本来ならば委員会の開会においても大きく影響する話ではないかというふうに思うわけでありませうけれども、ここは、審議をする中でやっぱりしつかりと追及をしていくというふうな事の中で今日質問に立たせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

その前に、実は過去に、総理大臣の所信を終えた後で、その代表質問をしようとする本会議の当日になって総理大臣を辞任された方がいらつしやいました。これは誰も止めることができないでしょう、恐らく、総理ですから。しかし、谷脇さんについては、これは止めることができないという法律はないようでありますけれども、大臣、これの問題が究明、しっかりと解明されるまでは残れというふうな、そういうふうな選択肢はなかったんでしようか。そのことについてお聞きしたいと思います。

○国務大臣（武田良太君） まず、経緯について

なんですけれども、当省幹部職員と通信事業者との倫理法令に違反する会食について、昨日三月十五日ですが、国家公務員倫理審査会に対し調査結果の報告を行うとともに、懲戒処分承認をいただきました。これを受け、本日三月十六日付けで谷脇康彦大臣官房付に停職三か月、巻口英司国際戦略局長に減給二か月十分の一の懲戒処分を行ったわけでありませう。この段階で谷脇大臣官房付から私の方に辞表願が提出され、本日付けで辞職を承認することといたしました。

御本人も、今後ともできる限りこうした調査に對しては真摯に對応していきたい、こういうふうに申しておりますし、国会での御審議に對しては、国会でお決りになることでありませうけれども、しっかりと對応してまいりたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 しつかりと對応するために辞職は待てというふうなことを言う選択肢は私は残されていたんではないかなというふうに思うんですね。

停職三か月、だから即座にということ、停職だから、あんたはもうその職の座にないんだから質問に答える権利もないというか、そういう位置じゃないという、そういうことなのかどうかよく分かりませうけれども、しかし、退職というか辞職ということについて言えば、これはまだ慰留を

する、勧めることは可能だったというふうにするので、そういう意味では、何だ、ここに来てまた前のどこの審議官と同じかというふうな感じで、国民の疑惑をまた深めてしまう一つの材料になつちやうんじゃないかなというふうに思います。

この間のいろんなこのやり取りを予算委員会、衆参の予算委員会等でお聞きをしておりますけれども、このコロナ禍において今一番世の中で大事なものは何かといったらば、やはり政府と国民、あるいはそれをつかさどる地方自治体、この辺りの信頼関係だと思ふんですよ。この信頼関係というものがごとごとくひっくり返されるような、覆されるような事態が、今回この総務省で物すごい大きな非を帯びておりますけれども、そういうふうなことが起こるといふことに対して、やっぱりこれは相当大きな責任を感じていただかなきゃいけない。

したがって、もちろん大臣も、大臣就任前の話とはいいながら、いろんなところで謝罪をされているわけでありませうけれども、謝れば済むという話じゃなくて、やっぱり真実は何なのかということ、これが一番国民の知りたい、そしてそれを知った上で、じゃ、それをどう対応したのか、対処したのか、そのことを知って初めて国民が納得して、今コロナ禍において様々国民に御無理をお願いしているわけですよ、政府が、そのお願ひして

いる側がこんなふうにして全然信用されないようなことやっていたのでは、これは国民と政府の信頼感というものは全くおかしいものになっている。したがって、そのところを一番大事にしながら、大臣としても、様々な答弁に対して、きちっとこれからもしっかりと丁寧に対応していただかなければいけないのではないかとというふうに思うんであります。

ちよつと順番入れ替えませうけれども、最初に新谷副大臣にお尋ねをいたします。

報道によれば、新谷副大臣はNTTとの会食をキャンセルされたということになっております。その一方で、秘書さんが、新谷副大臣の秘書さんはその前段に食事会をしたというふうなことを言っている。そのことが議題になったと、議題というカテゴリーになったときに、新谷副大臣は、詳細は聞いておりませんと、このように答えられたというふうに思います。

それで間違いないですか、まず。

○副大臣（新谷正義君） たしか、答弁におきましては、詳細に聞いていないというよりも、私はその場におりませんでしたので、詳細には存じ上げていないと、そのように申し上げました。

○那谷屋正義君 それが第三者的な物の言い方だということなんです。

副大臣なんですから、大臣は、この間の様々な

委員会の中で、先頭に立って私はこの解明に努めると、こうおっしゃっているんです。その大臣を支える副大臣がそういう第三者的な態度でいいんですかということなんですよ。

御自分の秘書さんがそういうところへ行つて会食した、これが良かったのか悪かったのかというのはあるんでしょうけれども、ふだんはそういうことがあつても、詳細、あつ、やったのという感じで、会食したのということになるかもしれないですね、しかし、事が事だけに、一体そのときどんな話をしたんだ、どうだったんだということ、副大臣の役目が忙しいかもしれないけれども、この問題については大変重要な問題ですから、自分の秘書に尋ねるといふことがあつたつて不思議じゃないんですよ。そのことすらしないで、私はその場にいなかったから分かりません、そんな答弁で国民の信頼得られると思いませんか。

○副大臣（新谷正義君） 秘書に聞かしまして、これは何か不適切な働きかけが、そういったものはなかったと、そのように報告を受けているところでございます。

○那谷屋正義君 そこで、今言われた不適切なものというふうなことがありました。また、大臣もNTTとの会食の有無を問われたときに、国民から疑念を招くような会食に応じたことはないというふうに繰り返し答弁をされています。あるいは、

今副大臣が言われたように、不適切なことはなかったと、こういうふうに言われます。

では、お聞きをいたします。  
大臣の考えられる疑念を招くような会食というのは一体何でしょうか。疑念を招かない会食というのは一体どのようなものなのでしょうか。お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣（武田良太君） これは大臣等規範の趣旨に抵触するか否かについてなるうかと思ひますけれども、個々の事情等も踏まえ、総合的に勘案すべきものと考えております。

総合的に勘案するに当たりましては、供応接待の目的など様々な事柄を考慮すべきと考えております。例えば、先方から特定の許認可等に関する要望や依頼を受けるといった供応接待は国民の疑惑を招くような行為と考えられております。

○那谷屋正義君 最終的には、この大臣規範についても、それぞれ個々の政務三役の皆さんが判断されるというふうな答弁も大臣は前にされていまして、そのやっているといる人たちが実は今疑われているわけですから、その人たちがどう判断するかじゃなくて、やっぱりこれは、国会の中で質問された段階においてそれは誠実に答えるべきものだというふうに思うんですね。そうしなければ、見ていて、国民の皆さんがテレビを見ていて、何でここ答えないんだよというふうに思われると思

いますよ。

例えば、今のような話でもって具体的に答えるということが、それで納得するかどうかはともかくとして、そういうふうに答えていくということが非常に大事であって、一本調子で、国民の疑念を招くような会食に応じたことはございませんんで、ぽおんと二本調子で言っちゃうと、何だ、あの態度、あれ国民にお願いしている政府だよなというふうに思われちゃうというのは非常に残念ではないかというふうに思うわけでありませう。

それは大臣にとつても本意じゃないというふうに思うわけでありまして、そういう意味では、今後、様々な答弁において、まあ前内閣と比較は余りしたくないんですけども、まずかつたところについては正直に謝罪をするというところは菅政権の新たな半歩前進のところだというふうに思いますけれども、謝れば済む話じゃないんですよ。だから、そこはしっかりときちっと自分たちでそこを調査究明していく。そのところに、今度第三者委員会を立ち上げられたという、あしたかな、立ち上げるというお話でありますけれども、この第三者委員会の検証をお願いするわけですけども、何を一体検証しようとしているのか。先ほどちょこつとお話しされましたけれども、もう一回、何を具体的に検証していただこうとしているのか、お答えいただきたいと思えます。

○国務大臣（武田良太君） この端緒が発見されたときに、まず倫理法令に抵触するか否かの調査チームというものを立ち上げました。これは監督官である事務次官をヘッドとするチームになっているわけですけども、しかし、その一方で、国会における多くの指摘を受けても、その都度、行政が要するにねじ曲げられたというか、ゆがめられたのではないかという質問がございました。その行政がゆがめられたのではないかと、このことを検証するチームというか検証する委員会を今日、あした立ち上げるに至ったわけでありませう。

その経緯におきましても、やはり国会で、事務次官をヘッドとする総務省における総務省による総務省の調査というのは生ぬるんじゃないかと、やはりしっかりと捜査機関、検事経験者などを加えた委員会にするべきであるということ、そればかりではなくて、総務省の職員をもうその組織に入れない、まさに中立、客観性に富んだ、国民が納得する委員会にするべきだということ、こうした指摘があったわけでありませう。

人選等しばし時間が掛かりましたし、この趣旨に納得していただく時間も掛かったわけでありませうけれども、いよいよ、四名の方に御承諾いただきました。明日、これが正式に立ち上がることとなったわけでありませうけれども、まさに、行政がゆがめられたのではないかと疑い、疑念を持たれ

ている分野について、この調査会にしっかりとした調査をお願いしていきたいと、このように考えています。

○那谷屋正義君 その手始めに、先ほど百何十人かと言われた方々にもヒアリングをするということなんだろうと思うんですけども、その議事録というものについてはしっかりと残されるおつもりでしょうか。

○政府参考人（原邦彰君） お答えいたします。

会議の運営につきましては、まさに委員の先生方にお決めいただくものと思っておりますが、基本的にしても、いづれにいたしましても、これだけ非常に関心の高い委員会でございますので、情報公開ということにも十分御留意いただくようお願いして、お決めいただきたいと思っております。

○那谷屋正義君 情報公開に堪えられるような形を取るということでもよろしいですね。

○政府参考人（原邦彰君） お答えいたします。そうした視点に十分御留意いただきたいということも私どもから申し上げて、最終的には委員の皆様方にお決めいただくということで存じております。

○那谷屋正義君 いずれにしましても、検証委員会の結果と、結果というか経過も含めてですけれども、結果について大臣から御報告いただくよう

求めておきたいと思います。

それでは、大臣所信にありましたデジタル技術の活用支援についてというところでちょっと質問をさせていただきます。

総務委員会、特に総務委員会、まあどの委員会もだんだんそうなってきたんですけども、私にとつて非常に意味不明な言葉がたくさん出てまいります。片仮名もそうだし、ローマ字もそうでありますけれども、そんな中でこのデジタル化をどうやって進めていくんだらうかということが、私自身もまだまだ分からないことだらけでありますけれども、大臣はまだそういったことには慣れていらつしやると思いますけれども、片仮名とかローマ字ががたがたがた出てくるこの様々な用語については、余りアレルギー的なものはございませんか。

○国務大臣（武田良太君） やはり正直言つて、就任してかなり勉強しました。

○那谷屋正義君 勉強したということですので、私も勉強しなきゃいけないと思いますけれども、ただ、大臣言われるように、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化という、この標語がございます。具体的にこれをどういうふうにしていくとするのか。例えば、自治体にそういった相談所を設けるとか支援要員をとというふうなことがうたわれているわけでありませけれども、具体的

に一番自分が関わるとすると、例えば携帯電話の購入あるいはパソコンの購入、こういったところになるんだらうというふうに思うんですけども、大臣は自ら御自分で携帯電話を購入されたことはございますか。

○国務大臣（武田良太君） ちゃんとショップに行つて購入いたしました。ショップに行つて購入しました。

○那谷屋正義君 ああ、ショップで。

あの説明が理解できるとは、とても僕には、僕はですよ、とても理解できる話ではない。まず価格の問題から始まつて、様々な何たらプラン、何たらプランと、いろんなものが付いてくるわけですよ。で、いつの間にかやらトータル的に見たら物すごい価格になっていると、毎月払う料がこんなになっているというのは、そんなような状況になっている。

この話が、実は私の知っている人から話があつて、最近の話なんです、ちよつと携帯の乗換えの関係で非常に問題が起きたというようなことです。これ、聞くところによると、携帯ショップ側は十分な説明をしたと言つてですよ。ところが、それを聞いていた人たちが、購入者にとつては、そんなもの聞いていない、理解していない、こういうふうに言うわけですよ。これ、大変な問題なんですよ。どつちも言いつ放したらば、これ、

らち明かないという話になるわけなんですけれども。

やはりここは、誰一人取り残さないということであるならば、携帯ショップ側が一步下がつて、本当に分かりやすく説明をしてあげられるような、そういう体制というのは非常に大事なんじゃないかなというふうに思うんですけども、大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○政府参考人（竹内芳明君） お答えいたします。委員御指摘のように、デジタル化の中で通信サービスが果たす役割は大変大きいものがございます。利用者がその際にサービスの内容を正しく容易に理解できる環境を整えて自らが適切なサービス選択を行える、こういう環境を整えていくことが大変重要と考えております。

この点、電気通信事業法におきましては、携帯電話など通信サービスの契約に關しまして、事業者に対し提供条件の説明義務を課しております。そして、その説明は、利用者の知識や経験、そして目的に照らして、必要な方法、程度で行わなければならぬとございます。

総務省としても、自らポータルサイトで利用者に対して分かりやすい情報提供も行ってまいりますけれども、今後、委員御指摘のありましたように、業界とも連携を十分いたしながら、利用者の理解を助ける取組を強化してまいりたいと考えており

ます。

○那谷屋正義君 是非お願いしたいと思うんですけども、もう少し申し上げれば、この委員会でゴルフの話は禁句かもしれませんが、ゴルフの予約をするのは、パソコンからやる、いわゆるネットを使うと、通常よりも何か安い価格のプレーを予約することができるんですよ。だから、ああ、そういうものなんだと思うんですけども、この携帯の予約も同じであって、ネットを使うと実は大変安い契約もできると。それがショップに行くとやると、いや、それはネット上でないとできませんとかというふうに冷たくぼおんと言われちゃうということなんですよ。

そういうことであっては、特にこの片仮名、ローマ字、こういったものにアレルギーを起こしやすいであろう高齢者、あるいははもつとと言うと日本語そのものがよく分かりにくい在日外国人の皆さんにおいて、非常にそこはアンフェアな制度ではないかなというふうに思うわけでありまして、仮にショップの人が、まあこれは人件費等々いろいろあるんですけども、ショップの人がそこで説明するにおいても、最も安い方法としては、本当はネットでこういうふうにする方法がありますよ、こちらではそれは残念ながら今受け付けられないんだ、ですけど、この中でも最もいい、もし安いのであればこういうふうなものがあります、それ

から、より安全なものであればこうなりますとかというふうな、そういうふうな順序立てた説明とかそういうものが私は求められるんじゃないかなというふうに思うんですけども、この今の話をお聞きして、大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣(武田良太君) 全く先生おっしゃるとおりだと思います。

詳しい人はどんどん進化して行って、もう分からない人はどんどん分からなくなっていくというのがこの時代のデジタルの問題だと思いますし、また、携帯電話につきましては、今まで本当に複雑なメニュー、複雑なプランによって、消費者の方、利用者の方々が本当に自分が求めているプランなのかどうかということも分からずなまま使ってきているという、こうした問題も表に出てまいりました。

消費者庁ともゆつくり相談しながら、消費者保護等の観点に立ったやっぱり優しいデジタル化に向けて政府を挙げて取り組んでいかななくてはならないと思いますし、そうしたショップに関しましても、誰でも分かる説明というものをしっかりと果たしていただけるように今後とも働きを掛けていきたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 是非そういう形で、本当に旗印だけでなく、実際に優しい、そして誰一人残さないということを一番の目標に掲げながらデジ

タル化を進めていただいたらというふうに思いますが。デジタル化、反対するものでは一切ありませんけれども、やっぱり誰一人残さないとなると様々大変なことがあるんだろうということ、その一端を今日はお話をさせていただいたところであります。

続きまして、コロナ対策についてであります。コロナ対策の中の見落としていた点というか、あつ、そうだったというふうなところが実はありました。

三月二日の読売新聞の夕刊でありましたけれども、「コロナ療養者 投票どうする」という、こういう見出しで載っております。つまり、今も知事選挙が行われていたり、四月には国政の補欠選挙がある、あるいは今年中には、秋までには必ず衆議院選挙がある、来年には参議院議員選挙がある。もちろん、それまでにこのコロナについては収束していかねばいけないという思いはありますけれども、しかし、いわゆる感染症というのはいつどこで起こるか分からない、災害と同じであります。

そのときに、例えば現在は、自宅、ホテル等で療養、待機、入院調整者には投票規定がありません、公選法に。指定病院等における不在者投票というのは一応ございます。郵便等による不在者投票というのもございますが、そんな大々的に行わ

れるものでもないということ、自宅療養者、それからホテル等の療養者というのは、今、一体全国にどのぐらいいるのか。今日は厚労省の方にも来ていただいていると思いますので、お願いします。

○政府参考人（山本史君） お答え申し上げます。二〇二二年三月十日時点で、宿泊療養者の数は二千七人、自宅療養者の数は二千六百四十一人です。

○那谷屋正義君 合計五千人弱ではありませんけれども、しかし、その方たちが、もちろん地域によっても少し分散するんでしょうけれども、その方たちが投票できなくていいという話にはならないというふうに思っています。

したがって、この自宅、ホテル等で療養、待機している方たちに対して投票できるような体制を総務省として組んでいただくべきものではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（森源二君） お答えをいたします。現在、新型コロナウイルスに感染をいたしました、病院やホテル、自宅で療養し、外出自粛制限等の対象となる方の投票についてでございますが、現行制度下におきましては、先ほど委員からも御紹介いただきましたとおり、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票が可能な施設として指定した病院等の入所者については当該指定施設において

不在者投票を行うこと、ホテル等の宿泊施設の療養者については市町村の選挙管理委員会が当該宿泊施設に期日前投票所あるいは不在者投票記載場所を設けたような場合には当該宿泊施設において投票を行うこと、一定の障害者の方や要介護者の方については自宅等において郵便等投票を行うことが可能となっております。こうしたことを今般の補欠選挙等に際しても通知をしているところでございます。

各選挙管理委員会におきましても、コロナ禍での投票につきまして、昨年に行われた選挙におきましても様々な工夫、検討をいただいております。ところでございまして、選挙人の安全、安心に配慮しながら選挙が適切に管理執行できるように、そうした取組事例の周知とか必要な助言等を行うてまいりたいと存じます。

○那谷屋正義君 先ほど申し上げましたように、この自宅、ホテル等で療養、待機、入院調整者には投票規定がないというのがこの今の公選法なんです。つまり、公選法をやっぱり自宅、ホテル等で療養されている方たちにも該当するような、そういうような法律に改正するということは考えておりませんか。

○政府参考人（森源二君） ホテル等の宿泊施設の療養者につきましては、これは現行制度の下におきましても、市町村の選挙管理委員会が当該宿

泊施設に期日前投票所や不在者投票記載場所を設けた場合に当該宿泊施設において投票を行うこと、これは可能でございます。

他方、郵便等投票というものがございませけれども、これは一定の障害者の方とか要介護者の方に限られておるところでございまして、これは一旦廃止をされ、その後再度導入されたら、そういった様々な経緯もございまして現行制度となっているところでございますので、こうした方について、例えば郵便等投票の対象とするというようなことになりまして、選挙の公正確保との調和の観点も含めて検討が必要なるようになってまいりますので、各党各派においても御議論がいただきたい事柄かなというふうに存じておるところでございます。

○那谷屋正義君 要するに、ホテル等の話はありませんけれども、宿泊施設等の話がありました。自宅療養の方に対しては今実はまだ具体的な策がないというふうに受け取っておりますけれども、自宅療養者の行動範囲というのは、何か改正特措法の中にもうたわれているようでありませけれども、今どうなっているのか、ちょっとお聞きをしたいと思っております。

○政府参考人（山本史君） 宿泊療養又は自宅療養を行う方につきましては、感染拡大防止のため、これまでの知見に基づきまして、必要とされる期

間、指定された宿泊施設又は自宅からの外出の自  
粛などをお願いしているところでございます。

○那谷屋正義君 そうした中、要するに、投票行  
為が仮に期日前であろうとなかなか難しいのでは  
ないかと思えますので、ここは、法の改正をしな  
いのであれば、今の既存のある中でどうやったら  
そういった人たちが投票できるのかということに  
ついて、是非、まあ議員間でいろいろ意見を交換  
してもらいたいという話もありましたけれども、  
こちらの方はこちらの方でやりませけれども、総  
務省としても、それを所管するわけですから、是  
非、工夫、知恵を絞って、こういう方たちが投票  
できないということのないようにしていただきたい  
と思います。大臣、その辺のよう  
にお考えでしょうか。

○国務大臣（武田良太君） 御指摘のように、新  
型コロナウイルスに係る自宅療養者等を対象とす  
ることも含めて、郵便等投票の対象者の更なる拡  
大等については、こうした経緯を経て現行制度と  
なっていることなどを踏まえ、選挙の公正確保と  
の調和の観点も含めて検討が必要な課題であり、  
各党派においても御議論いただきたいと考えて  
おります。

○那谷屋正義君 まあ、各党派派ということとは、  
こちらとしてもやる必要があるなというふうには  
思いますが、その前に政府としても、国会だけに

委ねるんじゃないかと、こういったいろんな閣法じ  
やないけれども、政府としても、やっぱりその  
ところをどうしたらできるのかということについ  
て是非これ検討していただかないと、もうすぐ間  
近に迫っています、既にもうそれによって投票で  
きなかった方たちもいるわけですから、そうでは  
なくて、できるだけ早くそういう方たちがなくな  
るような体制を工夫していただきたいというふう  
に思います。

残り時間がもうあと僅かになってしまいました  
けれども、コロナ特別給付金の法案でありますけ  
れども、特別定額給付金の成果について大臣はど  
のように評価をされていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣（武田良太君） 特別定額給付金につ  
きましては、昨年、全国を対象として緊急事態宣  
言が発出され、幅広い業種への休業要請などが行  
われる中、実施したものであります。昨年九月下  
旬の調査では約十二・七兆円を給付しており、こ  
れは予算額の九九・四％に当たります。

実施に当たっては、総務省としても、制度案や  
様式などの早期の提示、システム事業者や金融機  
関への協力の働きかけなど全力で支援したところ  
であります。何よりも給付の実施主体である各  
市区町村に多大な御尽力をいただいたところであ  
り、市区町村長及び職員の皆様に改めて深く感謝  
を申し上げたいと存じます。

生活に困窮されている方々への支援につきまし  
ては、非正規雇用労働者等に対する緊急対策が本  
日開催の関係閣僚会議において取りまとめられた  
ところであります。この中では、新たに低所得の  
一人親、二人親の子育て世帯に対し児童一人当た  
り一律五万円の給付などを実施することとされて  
おり、今後、政府として厚生労働省を中心とする  
関係省庁において取組を進める中で、総務省とし  
ても適切に対応してまいりたいと考えております。

○那谷屋正義君 まあ、そうしたことがこれから  
決定をされるということについては半歩前進かな  
というふうに思うわけでありませけれども、お子  
様のいらつしやらない家庭もあるわけでありまし  
て、そういう方たちも大変この間のコロナの影響  
で生活困窮で困っていらつしやるということをも  
多々耳に入っております。

私たちは、まあ全員支給というのは難しいにし  
ても、やはり例えば住民税が課税されていない者  
等に一人十万円のことといったもの、特別給付金を  
やる法案を出しておるわけでありまして、是非そ  
れも検討をしていただきたいというふうに思うん  
ですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（武田良太君） 先ほど申しましたよ  
うに、生活に困窮されている方々への支援につい  
ては、非正規雇用労働者等に対する緊急対策が本  
日開催の関係閣僚会議において取りまとめられた



わけでありまして、新たに低所得の一人親、二人親の子育て世帯に対し児童一人当たり一律五万円  
の給付などを実施することとされております。

また、今後とも、厚労省等中心とする関係省庁  
において取組を進める中で、総務省としても適切  
に対応してまいりたいと考えております。

○那谷屋正義君 そういった事業の自身について  
総務省が単独で決めるということではないのかも  
しれませんけれども、是非総務省の方からも、こ  
の国民の実態を見て、政府の方に全体の中で提言  
をしていただけたらいいのではないかとというふう  
に思いますので、よろしくお願いします。

それから、これも実際の事業は総務省が直接で  
はないかもしれませんが、地方創生臨時交付金と  
いうのがございます。これは、令和二年度の補正  
予算で合計四・五兆円が措置をされてきたほか、  
予備費において一兆八千三百八十九億円が充てら  
れております。

しかし、これが、まだまだ大変重要な施策だと  
いうふうに思うんですけれども、令和三年度予算  
案へとなると、そこを見るとそれが一切計上され  
ていないんですね。これについて御説明をいた  
だきたいと思えます。

○政府参考人（長谷川周夫君） お答え申し上げ  
ます。

地方創生臨時交付金につきましては、今委員お

話ありましたように、第一次、第二次補正予算で  
合計三兆円を措置しておりますが、さらに、全  
国知事会等の増額要望を踏まえまして、第三次補  
正予算で一・五兆円を追加措置したところであり  
ます。

この一・五兆円のうち地方単独事業分一兆円に  
つきましては、交付限度額を先月、各自治体、全  
自治体に示しております。現在、各自治体におき  
まして事業実施に向けて準備が進められていると  
ころでございます。まず、国としては、これら  
事業が円滑に執行できるように交付手続を迅速に  
進めますとともに、必要に応じまして令和三年度  
への繰越しを行うなど、各自治体の取組をしっか  
りと支援してまいりたいというふうに考えており  
ます。

○那谷屋正義君 いずれにしても、これは大変有  
効な施策の一つだというふうに思いますので、ま  
だまだこのコロナが収束していない中であって、  
切れ目のない事業というのが求められる措置だと  
いうふうに思いますので、是非しっかりとやって  
いただきたいというふうに思います。

ちよっとここで本当は大臣の所見を聞きたかつ  
たんですが、次に行きたいと思えます。

この地方創生臨時交付金の交付プロセスが、ま  
たこれがなかなか複雑であって、長期に、長きに  
わたって時間が掛かってしまうという、そういう

問題があるわけでありまして、その後、改  
善があったのかどうか、その辺についてはまず、  
総括じゃないけれども、お聞きしたいと思います。  
○政府参考人（長谷川周夫君） お答え申し上げ  
ます。

地方創生臨時交付金は、地域の实情に応じて各  
自治体において自由度高く活用いただけるもので  
ありまして、各自治体の作成する実施計画に記載  
すべき、この実施計画書いていただいて私どもに  
提出いただくわけですけれども、その内容につき  
ましては極力簡素化を図るなど、自治体の負担の  
軽減に十分配慮をさせていただいております。

また、実施計画に基づきまして交付手続を進め  
ることとしておりますが、既に実施計画の提出前  
に着手された事業でありましても遑って交付金を  
充当することを可能とするなど、遅滞なく事業実  
施が進められるように配慮もしております。

先ほども申し上げましたけど、国としては、こ  
れら事業が円滑に執行できるように交付手続等を  
迅速に進めてまいりたいと、こういうふうに考え  
ております。

○那谷屋正義君 御努力はよく分かるんですが、  
やっぱり答弁の言葉遣いがちよっと違うんじゃない  
えかなと思うんですね。

こういうふうに迅速にやるようにしております  
といっても、まだまだこの手続が面倒くさい、複

雑だというふうなことが言われているわけですから、やっておりますじゃなくて、そういった指摘も踏まえながら更なる迅速化とかつて、そういうふうな言葉、私が答弁の指導して変な話なんですけれども、そういう問題なんだろうと思うんですよ、物の言い方というのは。

何か、やっています、やっていますといったって、全然そうやってねえじゃねえかというのが実態なわけですから、そうじゃなくて、そういった御指摘も踏まえてやっぱりより迅速化するような努力をしまいにすとかというんだったら、ああ、いいよ、頑張ってくださいと言えるんだろうと思うので、ちょっと言葉遣いって気を付けた方がいいなと思いますよ。

それから、地方自治体における普通交付税では捕捉できない特別な財政需要の増加への対応という観点からいくと、これを特別交付税による対応を含めた検討が必要ではないかというふうな思うわけでありまして、武田総務大臣の考え方を伺いたいと思います。

○委員長（浜田昌良君） 時間が参っておりますので、簡潔に答弁願います。

○国務大臣（武田良太君） ちょっと、済みません。

簡単に言えば、普通交付税でしっかりと手当てできない部分について特別交付税で手当てをする

といった形であろうと、このように考えております。

○委員長（浜田昌良君） おまとめください。

○那谷屋正義君 はい、済みません。

また地方税等々で質問させていただきたいと思えますので、私の質問は終わらせていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○委員長（浜田昌良君） 入替は迅速にお願いします。

○小沢雅仁君 立憲民主・社民の小沢雅仁でございます。

早速質問に入りたいと思いますが、ちょっと質問の順番を変えて、まず、総務省の接待問題についてお伺いをしたいというふうに思います。

先ほど大臣からも、国家公務員倫理規程に違反する疑いがある会食に関わる調査手法等について先ほど説明をしていただきました。本省課長級相当以上のポストに就かれた、いる方百四十四名を対象に調査すると。これ、本省の課長級相当以上のポストに就いた時点まで各個人それぞれ遡るというふうに私は理解をしております。そうなりまして、属人的にはかなり数年にわたって遡らなければならぬということ、そういった意味ではかなり広範囲にわたるといふふうに思っております。

明日から検証委員会の調査が始まるとお聞きをしておりますが、当然にして、百四十四人の方の調査をこれからやるわけですから相当の時間を要するというのは分かるんですけど、大臣としては、おおむねいつぐらいまでにこの調査の結果を国会に報告をしたいというふうに思っておりますしやるのか、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（武田良太君） ちょっと、私、今、ここ、いつまでというのを申すことはなかなか難しいと思うんですけども、やはり調査を拙速にし過ぎて、そこで報告して、また別のものが出てきたとかいって国会に迷惑を掛けることはこれ避けなきゃならぬし、慎重に事実関係をいろいろと突合しながら積み上げていく時間も要するでしょうし、そうした、先ほどから言うように、調査会のいろんな意見も聞いていかななくてはなりませんし、とにかく確実なものを、できるだけ早くこれを公表できるようにしていきたいと、このように考えております。

○小沢雅仁君 私、今日午前中の衆議院予算委員会、テレビで見えておりました。東北新社の中島社長がですね、二〇一七年八月九日頃に総務省に來られて、当時の情報流通行政局の鈴木総務課長に伝えた。しかし、当時の鈴木総務課長は全く記憶にないという答弁でした。

是非このところもこの検証委員会ですっきり